

信電話公社の電話との間の通話ができ
るように法律を改正して、そうして農
山漁村における電気通信の利便の増大
をはかるうとするこの点に対しては、
積極的賛成の立場をとるわけであり
ますが、ただいま法律の解釈につい
て大臣の方針を伺ったわけでありま
す。この際、特にこういう大きな改
正をやるについては、将来の法の運用
という立場から、やはり大臣以下そ
れの人たちがしっかりと考えておい
てもらわなければならぬ点があるわけ
です。それは電話は、言うまでもなく、
電電公社法によって現在一本です
ね。いわゆる電電公社法によって電話
を公営できるものは一つなんです。時
と場合によってはどうですか大臣、第
二公社ができてやむを得ない、ある
いは場合によっては積極的に第二公社
をつくてもいいというような何か考
えがありますかどうか。

○小沢国務大臣 それについては、い
まそういうことをする気はございません
。

○上林山委員 これは無難な答弁とし
てはそうあるべきだと思えます。現在
はということばがあったようですが、
現在はそういう考えはない、こうおっ
しやるのですが、将来は、場合によっ
てはそういう第二公社をつくってもい
い、こういう考えをちらっとでも聞い
たり、あるいはまた、自分でちょこっ
とそういう青写真を考えてみたりした
ことがあるのですか。

○小沢国務大臣 そういう青写真を考
えたことはございません。

○上林山委員 私は電電公社の第三次
五カ年計画を終了して、時と場合
によっては、マンモスだから第二公社

をつくってもいい。これは国鉄にして
もそのとおりでありますから、国鉄が
何も一本であらう大きな赤字をひた
隠しに隠してやるような経営は、やは
りマンモスだからやりやすいので、だ
からそういう意味では第二公社をつ
くつてもいいという考えを私自身は
持っているのです。しかし、それは別
として、あなたが公社一本やりで将来
電電公社の電話を経営していくのだ、
これにもまた私は賛成をいたします。
そうするならば、そういうような徴候が
この法律の中に入っていないような
しつかりした柱をやはり立てておかな
ければならぬ。ところが、どうもあい
まいな要素が直接あるいは間接に入っ
てきておる。主として間接と申し上げ
ましようが、そういうような要素が
入ってくる。いま郵政省が補助金を出
して試験をやらしておる。これは試験
の段階ならそれでいいのです。私
は、ビクアップして二、三試験をや
る、こういうことは悪いことじゃない
と思うのです。だけれども、どうなん
ですか、この法律の中にその試験の、
ことにその後二十八カ所ですか、この
法律ができるということがはつきりわ
かっておりながら、その準備を郵政省
はやりながら、もうすでに早々と予算
の執行をやっておる。そしてどしどし
つないでいったが、あれはこの法律の
適用外なのか、この法律ができること
を起点として、この法律の制約その他
を受けるものなのかどうか、これは将
来の電電公社の運営上必要なことなん
です。はつきりしておかなければなら
ぬ。この法律の中に入っておるのか、
あるいは制約を受けるのか受けないの
か、あるいはあれは別扱いなのか、い

わゆる三十八年度の予算を執行したの
は二十カ所、そしてすでにこの法律
のできることはわかっていながら、つ
ないだり準備させたりどしどししてい
るはずだ。なぜあわててそういうこと
をやらなければならなかったのかとい
うこと。同時に、これができてきた場
合、これは法はどういう作用を問題に
するの、これは将来の公社の経営権
という立場から大事な問題です。これ
はやむを得ずやういたしましたとい
う程度で答えられる問題じゃないので
す。これは大臣、行政権というものが
そこまで立ち入っていないものかどう
か、これは大きな問題です。

○浅野政府委員 ただいま上林山先生
から御指摘を受けましたが、三十六年
度に五施設、それから三十七年度の分
として五施設、それから三十七年度の分
として五施設、これは、この法律施行
の際に、当然この法律の適用を受ける
ことになっております。ただ、三十六
年度、七年度の分につきましては、こ
の法律施行の前に、四月三十日まで
試験接続をいたしましたものにつつま
しては、三年間の経過措置を設けてお
ります。それが切れると直ちに完全に
この法律の適用を受けまして、ただ
いま先生御指摘のような趣旨に沿ってま
いと思ひます。別の公衆通信系の一
体化、こういった面から別のものにな
ることは絶対ないということにいた
したいと思ひます。

○上林山委員 三十六年度に試験のも
のが五つ、それから三十七年度が二十
八、三十八年度はないわけですか。

○浅野政府委員 三十六年度は五施設
試験接続の局に指定いたしておりま
す。三十七年度は二十八施設つないで

おります。三十八年度はまだきめてお
りません。

○上林山委員 三十六年度は五試験接
続、これはわれわれも了とできるの
です。これは試験接続をやったのだか
ら。私は試験接続という意味も、当時
としてもおかしいと思ひましたけれ
ども、これは妥協申し上げたつもりで
おるわけですが、しかし、三十七年度
二十八カ所は、これは試験接続ではな
かったわけですね。三十七年度の分は
試験接続じゃないでしょう。

○浅野政府委員 三十六年度、七年度
は同じく試験接続でございます。

○上林山委員 三十六年度は、五施設
は確かに試験といえれば試験の意味もあ
るけれども、三十七年度の二十八カ所
分は、これはもう試験ではないのではな
いのですか。一体何を試験するのか、こ
ういうことがあって、これは三十六年
度の意味とは違ふのだという説明を、
当委員会その他の会合で私も聞き
したつもりであるが、それは間違いで
あるか、聞き間違いであったのかどう
か。

○浅野政府委員 三十七年度も前回と
同様試験接続であります。ただ、試験
の内容が、いま先生御指摘のように、
この法律を出す段階になって、試験と
はおかしいじゃないか、これはもう
おっしゃるとおりであります。ただ、
試験の内容が若干変つてまいっており
まして、法律が通りましてあとにおき
まして、運用上技術基準その他の問
題でいろいろ問題が出てまいりますか
ら、それで三十六年度、七年度と重ね
て試験をするというふうにいたしてお
ります。

○上林山委員 三十七年度分は、確か
に試験という一本やりではおかしいと
いう意味もあつたが、違った試験を
やったので、やはり同じ試験という意
味だ、こういうふうに聞こえるのでご
ざいます。これは非常に細かいや
り方といひますか、郵政省があわて
て既成事実をつくつていくというよう
な意図が見えて、実に不愉快でなら
ないのです。こういうことをなぜ急い
でやらなければならぬかということ
と、もう一点は、こういう問題で何
を試験したのか。そこに岩元監理官も
おられるようだが、技術的にむづかしい
ことはわれわれにはわからぬ。わか
ぬが、わかる程度の説明で一体何を試
験したのか、たいした試験は要らない
のじゃないか、こう私は思うのだが、
一体三十六年度のときの試験と三十七
年度のときの試験とはどこが違うの
か、その違うところをひとつ当委員会
にみんなわかるように説明してもら
いたい。

○浅野政府委員 先生御指摘のよう
に、設備自体は、機構自体は、非常
に簡単でございます。ただ、日本中に
二千数百施設ございまして、それぞれ
変わった環境のもとに、また変わった
地形において、また、非常に種類にお
きまして多岐多岐ございまして、これ
を公社線につないでまいります。これ
は、技術基準一つにつきましてもい
ろいろ問題が出てまいります。接続いた
します場合に、自動局、手動局いろ
ろございまして、三十六年度は手動局
を主体にやってきましたが、三十七年
度は自動局も入れまして幅を広げて実
施いたしておる次第でございます。

○上林山委員 いまの程度の説明で
は、あなたも良心的な説明をしたと

に試験という一本やりではおかしいと
いう意味もあつたが、違った試験を
やったので、やはり同じ試験という意
味だ、こういうふうに聞こえるのでご
ざいます。これは非常に細かいや
り方といひますか、郵政省があわて
て既成事実をつくつていくというよう
な意図が見えて、実に不愉快でなら
ないのです。こういうことをなぜ急い
でやらなければならぬかということ
と、もう一点は、こういう問題で何
を試験したのか。そこに岩元監理官も
おられるようだが、技術的にむづかしい
ことはわれわれにはわからぬ。わか
ぬが、わかる程度の説明で一体何を試
験したのか、たいした試験は要らない
のじゃないか、こう私は思うのだが、
一体三十六年度のときの試験と三十七
年度のときの試験とはどこが違うの
か、その違うところをひとつ当委員会
にみんなわかるように説明してもら
いたい。

○浅野政府委員 先生御指摘のよう
に、設備自体は、機構自体は、非常
に簡単でございます。ただ、日本中に
二千数百施設ございまして、それぞれ
変わった環境のもとに、また変わった
地形において、また、非常に種類にお
きまして多岐多岐ございまして、これ
を公社線につないでまいります。これ
は、技術基準一つにつきましてもい
ろいろ問題が出てまいります。接続いた
します場合に、自動局、手動局いろ
ろございまして、三十六年度は手動局
を主体にやってきましたが、三十七年
度は自動局も入れまして幅を広げて実
施いたしておる次第でございます。

○上林山委員 いまの程度の説明で
は、あなたも良心的な説明をしたと

に試験という一本やりではおかしいと
いう意味もあつたが、違った試験を
やったので、やはり同じ試験という意
味だ、こういうふうに聞こえるのでご
ざいます。これは非常に細かいや
り方といひますか、郵政省があわて
て既成事実をつくつていくというよう
な意図が見えて、実に不愉快でなら
ないのです。こういうことをなぜ急い
でやらなければならぬかということ
と、もう一点は、こういう問題で何
を試験したのか。そこに岩元監理官も
おられるようだが、技術的にむづかしい
ことはわれわれにはわからぬ。わか
ぬが、わかる程度の説明で一体何を試
験したのか、たいした試験は要らない
のじゃないか、こう私は思うのだが、
一体三十六年度のときの試験と三十七
年度のときの試験とはどこが違うの
か、その違うところをひとつ当委員会
にみんなわかるように説明してもら
いたい。

思います。

○浅野政府委員 おっしゃいますよう

○上林山委員　だから、われわれがか

○上林山委員　だから、われわれがかつて指摘したように、結局、試験ということを使っても、それは大した意味はないので、実際は実施と同じなんだから、新しい法律ができるのだから、この法律ができないのならともかくも、無理をしてやらなければならぬけれども、この法律の実施が、近く改正をして行なわれるのだから、そのときにこの法律の規制の中で円満にやっていくような方法をとたらどうか、こういうことでわれわれは指摘したはずなんです。だから、そういうような意味で、あわててそうしたような、行政権の範囲内で、監督じゃなしに公社を監督するのはいいのだけれども、監督じゃなくて、行政権が公社の企業の内容に試験の名をかりて入っていくということは、これは私はやっぱり

う。試験も一回くらいならまだこれは

これは経過規定を設けたのですが、三

る何の実益があるのですか。だから、

るやり方だ、こう思うのです。私はこ

○小沢国務大臣 結局、有線放送と公

で、これまでの有線放送を一市町村内に限らずに他の地区まで通話させようというような意図のもとに、これまでに、いろいろな試験をしませんとわか

○上林山委員 私の質問にあなたお答

業の内容に立ち入るようなことは、行

ることになると、純粹な試験とはなか

しい試験なんか二年も三年もやらぬで

○小沢國務大臣 三十六年度にまず試

として、それによってやっているわけ
でございまして、われわれの方といたし
ましては、企業の内にもでタッチする
という考えはございませんし、それか

れは矛盾はない、そういうふうに考え

しなければいかなうなという何かお感じ

ておりましたことは、行政権の範囲内

○上林山委員 大臣、これは一皮むい

は言いませんが、やはり行政権が試験

の限度を越えて企業の内容に立ち入り過ぎた、こういうふうに考えておるのです。

そこで、経過規定ですが、大臣並びにほかの人でけっこうですが、三年の

経過規定を設けなければ、この法律と符節を合わせて一緒にやっていけないというのはいくらも理由なんですよ。ぼくは、もし設けるなら、最大限度一カ年でもいいと思ってる。何もそんなにむずかしい問題は横たわってないと思うのですが、なぜ三年間も経過規定をその三十三との間に設けたかということ、こんなことをつくっておくことはおかしいと思うのです。こういうことは小さいうちにできるだけ早目に解消して同化する必要があるんです。だからそのことを三年間置かなければならぬという意味がわからぬ。

○浅野政府委員 ただいまの先生の御意見まことにごもっともであります。が、ただ、何ぶんにも地方におきまして、零細なお金を集めましてまずつくった施設でございます。それから耐用年数等から考えまして、相当程度の期間にはやはり必要である。同時に昨年並びにおとしこれをやっておりまして、契約約款上は一中継をたてました。えとしてやっております。施設が全部準備が終りましたところのいまの構想が出てまいりました状況等から考えまして、結局耐用年数等をたてたえといまして三年という線にいたしました次第であります。いずれにしましても、三年たちましたらはっきりとそこは切つてしまします。御心配の点は必ずなくなるものと考えております。

○上林山委員 御説はたいへんごもっともだけれども、しかしという、そのしかし以下は不要です。耐用年数が違ふからどうか、あるいは、出資がみんな零細であるからどうかというところは、監理官、議論の対象にならぬのだよ。要は、同じ法律で同じ性質の

ものをできるだけ同化しなければいけないんです。これがやはり前向きなんですよ。どう考えたってこういうことをつくって、三十三だけは三年間は別だということはおかしいし、いまあんなにおつしやる耐用年数が違うからならこの法律を適用する適用しないの重大な障害にはならぬのだよ。なぜかなれば、この法律の中にそうした種類のものはほかに入っているからですよ。これがクオリティ、性質が全然違つておれば別なんですけれども、以たり寄つたりなんです。これがこの法律の適用を受けています。水と油でないのではありません。だから、そういう意味からいって、この経過規定を三年設けるなんていうことは、いまあなたの説明した程度のものであれば、耐用年数云々ではこれは問題にならぬ。その辺神経があまりこまか過ぎる。よけいな神経を使っているよ。こういう点をひとつ改めてもらわなければいかぬですよ。これは行政指導によつて、三年と一応きめてあるけれども、一年あるいはそれに近い年限で、できるだけこの法の適用に符節を合わせるようにいたしたいという答弁ぐらいいないよ。それがほんとうなんですよ、強制はしませんけれども。大臣、いまの話はどうですか。

○小澤国務大臣 これは三十六年、三十七年に對しましては一中継という約款のもとに設備をしたわけであります。今度の法律によりますと、都道府県に限るといふふうになりました関係上、設備の上には違いが生じてまいります。そこで、補償の意味もありまうし、前の約款とこの法律の間に幾分の

食い違いがございますので、それを是正するために三年の猶予期間をつくつたというところであります。三十八年度からの試験設備に對しましては、この法律に合つたような約款ですというところでございます。

○上林山委員 約款の相違は私も知つております。知つてはいるが、これは行政指導によつてそういう一つの最高限度はきめてあるけれども、できるだけ早い機会に統一して、同じ法律で適用できるようにするということが正しいのではないですか。でなければ、法律改正を政府からやるかその他の方法でやるかして符節を合わせていかなければならぬのですよ。この案はおかしいですよ。

○浅野政府委員 ただいま大臣から御説明いたしましたように、何ぶんにも、昨年、一昨年接続をきめましたとこに一中継の方針でやっております。とにかくそういう方針でやっております。またものを急に要するわけにまいりません。期待権の問題もありません。し、ほかの法律等のためえから、やはりそういう猶予期間は要するのだというところも承つております。いずれにしても、償却等ある程度幅を持たせて考えまして、そのかわり三年先においてはいきれいに断ち切つてしまふ、これがやはり必要であらう、かように考えてまいつた次第であります。

○上林山委員 大臣も、監理官も、自分たちのしたことは正しいのだから、少しでもこれを變更する意思はないというふうな、一升まずではなかつたような答弁をいつまでも固執しないでいいのだ。私もこれを何回も発言してあなた方を窮地に追い込もうなどという

考えは持つていないのだ。要は、お互いが論議して正しい方向に進めばいいというところを考へていただけなんだ。それに、口を鹹して、そういうふうな語らないというところはどうかと思う。三年間の経過規定はやむを得ないというところまで私は認めていたのだ。しかしながら、できるならば一年か二年の間にひとつこれは解消して、この法律が適用できるようにしなければならぬと思ひます。善処いたしなうと云うくらいのこと、君言うべきですよ。言わないならそれでけつこうです。が、ほんとうは言うべきですよ。

そこで、大臣も監理官もよくお聞きなさい。三十六年度の分についてはこれは譲歩しなう。それはおつしやるように試験という意味もそのときはあつたというところで譲歩しなう。が、三十七年度の分は絶対にこれは譲歩できぬですよ。なぜかというところにはすでに一中継の取り扱いではだめであるから、いわゆる同一市町村なり同一府県なりによつて一つの方針をきめてやつていこう、新しい法律をつくらうといういろいろな研究の段階に進んでおつたのだから、それらうしろ向きに一中継のものを、こういうものは将来やらないようになるであらうということがわかつていながら、三十七年度の分を実施したということ、これは行政官としてはあまりにも、てにをは知らないやり方ではないか。法律はこういうふうに改まるのだというところはわかつていて、うしろ向きのものをあわてて三十七年度の予算を割り当てて執行しなければならなかつたということ、これはおかしいじゃないですか。これは待たたらど

うだという意見もあつたはずですよ。そういうのにおかれをあわててやつたというのはいくらもいけません。どうですか。一中継という約款に大臣もこだわつておられるようですが、一中継という約款の方向に将来みんなが進んでいくというなら、そうした経過規定も、あるいは短い経過規定ならいいから、しかしながら、新しくきめられるべき法律は前向きで、一中継じゃだめでしょというふうにしていく法律でこれができようとするのに、たつた何カ月かの間だけですよ、その間をあわててなぜやつたかということですよ。それが二年も三年も間があつたということなら、これはやむを得ない点もあつたといわれれば妥協していいけれども、その点、私は良識がないと思ふのです。

○小沢国務大臣 実は三十七年度の予算の執行をいたしますには、やはり時期がありますので、夏ごろにきめたわけでございますが、そのころにおきましては、まだ都道府県内にこれを限るとかなくとかという方針がきまつておりません。そこで三十六年度同様一中継というところで約款をつくりまして試験設備をつくつたわけ合ひでございます。そういうわけ合ひでございます。それから一中継だということでは設備に違いができてくるわけでございまして、そのために、われわれのはうといはしましては、なるべく短いほうがいいという考えはもちろんです。ございまして、いろいろ検討いたしましたけれども、その補償の意味、そういう意味におきまして、やはり三年ぐらひは必要であらう、一番適當であらうというこ

とできめたわけ合ひでございます。

○上林山委員 私、これはもう大臣並びに事務当局とは見解を異にするので、そういうやり方では将来が思いやられる、実に不安の念を深くいたしました。将来私どもはもとと関心を持っていたいろいろなものを見守っていかねければならぬという苦勞が増してきたと思っております。

そこで、第二点としてお尋ねいたしたいことは、有線放送電話業務を二人以上で共同して行なうことができるように改正する、こういうのでございませうが、共同して業務を行なうというその者自体は法人格は何ですか。

○浅野政府委員 これは共同で管理しておるだけでございまして、法人格とは関係なく考えております。

○上林山委員 ただ共同してやっているというだけであって、法人格はない。法人格はない者に権利の付与ができませんか。

○浅野政府委員 責任はそれぞれの、たとえばAとBの両方の施設があるわけでございます。両方の代表者をもちまして、両名をもちました共同申請をいたすわけでございます。その場合に、責任は両方の施設の代表者にある、両方にあります。

○上林山委員 責任論の御説明でございますが、私の言うのは、法人格のない者に権利の付与ができませんか、あるいは義務を課することができませんかという法解釈です。これは非常に大事な点です。ここで秩序を立てておかぬと、せっかく法律を改正するときですから、そのときの立法律理はどうだったのだということがあとで問題になるのですよ。だからこれはやはり気をつ

けておかなければならぬ点なのです。

いま御説明によりますと、共同してやるのだから、その共同の責任者をきめておけばそれでいいのだとこう言うが、その責任者に権利義務を付与せられるわけですか。それは法人格は持たないわけですか。もつと端的に言えれば、法的な人格のない者に、政府は法によって権利の付与ができるかという点です。これができるか、この点を法制局に聞きましたか。

○浅野政府委員 ただいま申し上げました例でまいりまして、二つの施設の責任者が共同しました場合に、両方の施設の代表者ということにおきまして主体となるわけでありませう。

○上林山委員 あなたはただ業務の運営だけを考へて言うておられるのですよ。立法する場合にはそのことだけではだめなんです。私が言っておる点は、法人格がないとあなたは言われたから、法人格のない者に法律によって権限を与えられるものかどうか、法人格のない者に権利の付与ができるか、こういうことなんです。世の中に法人格のない者はないのですよ、権利を与えられる者については。だから、こういう点は法制局と御相談になりましたか。そして法制局はそれをどういうふうに説明しましたか。時と場合によつては法制局を呼ばなければならぬ点なのですかね。これは、最初やる時にはいいのですよ、みな前向きで、トラブルが起こつていないときは。それは共同でやるのだから、だれかその責任者をきめておけば、料金なりあるいは設備の改善なり、いろいろなものをさせることができる。トラブルが起こつた場合にはどうするか、どういうふう

收拾するか。ただ行政権だけでもうあなた方はだめですからというだけではないのですか。そんなさうなんものでいいだらうかという気がするのだから、私は。あなた方が説明できなければ法制局をあつて呼びますが……。

○浅野政府委員 ただいま先生の御意見でございますが、私もどなたかたしましては、法制局ともよく相談してこれをおやりしております。現在の有線法におきまして「二人以上の者が共同して」云々とありますように、当然これはそういう人格者の連合ということにおきましてよいわけでありませう。

○上林山委員 私は長い間国会議員をしておりまして初めて「つばな法律解説」をお聞きしたのですが、しかし、まだ残念ながら疑問を持っております。共同施設は法人格があるのかと言つたら、あなたは「いいえ」と言はずで、それに対して「いいえ」、法人格のない者に権利の付与ができるかという質問に対して、責任者をきめてやるから業務の運営には支障がないのだ、という意味の、業務の運営上からだけあなた方は説明しているのですよ。そこで、いま、さらに私が繰り返して聞くと、共同の法人格者だと言ふのだが、共同の法人格者というのはいかういう意味ですか。速記録が残るのだから……。

○浅野政府委員 ただいま申し上げておりますのは、それぞれのメンバー二人がそれぞれ法人格を持っておるのでありまして、二人が共同して免許主体になるわけでありませうから、その点は差しつかえないわけでありませう。

○上林山委員 浅野監理官、非常に苦

しい御答弁のようですけれども、それではないのですよ。大体、二つなり三つの別々の人格者と言ふと、その人格者は一体何かということ、それから、それが連合して人格があるところ、言つたが、その連合という事態の人格は一体どういう人格ですか。法律の分類によつて説明してもらいたい。

○浅野政府委員 共同設置というものの自体につきましては、従来の有線電気通信法第四条にございまして、二人の人格者が共同して設置する、という場合があるわけにございませう。今回の場合も二つの施設の責任者が共同して申請するという場合でありまして、同じ考へておるものと考へます。

○上林山委員 これは委員長、やはり郵政当局の説明では私は満足しませんから、法制局を呼んでもらいたい。この問題は、あなた方簡単に考へておられる方もおられるからもしらぬけれども、これは立法者としては大事なこと、これは立法者としては大事なこと、はつきりしておかぬといけない。あなたの説明は、速記録を読んでごらんさい、自分自身でおかしくなると思ふ。共同電話なんかといふことの共同施設者とは全然違ふのですよ。それからAという人格とBという人格を二つ合せて了うな説明もこれはおかしい。一体どうなんですか。あなたのきょうの説明では、私は満足もできぬし、速記録もおかしなものです。この速記録はあなた永久に国会に保管されるのですから。お互いに、その場だけを切り抜ければいいという小さなエゴイズムにとらわれてはだめだ。やはり戦わねばならない、妥結するときは妥結して前進していかねばだめ

です。あなたの答弁は実際なつとらぬです。それなら今度は裏を返して聞きますが、一体これに似たような立法例が幾つぐらいありますか。

○浅野政府委員 ただいまその資料を持ち合わせておりませんが、鉱業権等におきましても同様の事態がございませう。

それから先ほどお話しございましたが、共同電話ではございませぬ。二人以上のものが共同して設置する場合という条文を申し上げましたので……。

○上林山委員 私はまだ二、三の問題について質疑をしたいのですけれども、どうも前提があまりはつきりしないので、このままでは質疑を続けられませぬから、ほかの委員の方で質疑がございませうればひとつ御遠慮なく質疑してください。

○本名委員長 岡田修一君。岡田(修)委員 私は日本電信電話公社法の一部改正法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。時間がございませぬので、ごく簡明に質問いたしますから、答弁のほうも簡明に願ひいたします。

○淺野政府委員 ただいま先生御質問の公社法の改正について出ております意見は、昭和二十九年度の十一月に臨時公共企業体審議会から答申が出ております。それから三十二年のときは公共企業体審議会から答申が出ております。それから行政管理局から三十五年に電電公社の予算についての調整点の問題とか、経営の組織、運営その他の点について意見が出ております。それから昨年の十二月には、同じく行政管理局から監査機能についての一般的な意見が出ております。それから、これはすでに御存じのように、国会にも別途公社法の改正案が出てまいっております。一応そのようなものと考えております。

○岡田(修)委員 その改正意見はいろいろの問題にわたっております。いろいろの問題におおむねポイントはどういう点にあるのですか、ひとつ御説明願いたい。

○淺野政府委員 ただいま申し上げました数回の勧告意見でございますが、大体制度全般につきまして経営委員会と経営のあり方、それから予算制度、資金の問題、こういった問題、それから給与の問題、大体そういった面につきましての根本的な問題が多いものと考えております。

○岡田(修)委員 公社法改正についてぜひぶん前かいろいろの機関から改正意見が出ておられるようですが、この公社の機構について、根本的に改正するということが今まで手をつけられなかった理由は、どういふところにあるのですか。それからまた、今後根本的にこれを改正するという意向があるのかどうか、この点ひとつ大臣からお伺いしたいと思ひます。

○小沢国務大臣 先ほども淺野監理官から申し上げましたとおり、いろいろの勧告がございます。この公社法は十年以上もたっておりまして、時代に即しない点もございまして、時代に十分に時代の進展に合わせるように改正するということがわれわれはやっております。おりますけれども、これはなかなか大事業でございまして、さつそく結論を得るということができませんので、まず必要最小限な投資案項について今回改正をお願いする、こういうことであります。

○岡田(修)委員 さしあたりは投資案項だけを改正するというところでございまして、根本的な改正は大体いつごろまでをめぐって改正しようというお考えをお持ちなのか、あるいはそういう点について郵政省内で委員会なり審議会なりを設けていろいろ御検討になっているのかどうか、あるいはその時期等について……。

○小沢国務大臣 この問題はなかなか重要な問題でございまして、ただいまここで岡田先生にいつごろまでということをお願いして、たいていお聞きを申し上げる段階になっておられるので、われわれはいたしましては、これから本格的に十分研究いたしまして、これらつぱなものをつくりたい、そういうふうな考えでおる次第でございまして、

○岡田(修)委員 それでは本改正案のポイントである投資案項でございまして、国鉄、専売公社に同様の投資規定がある。したがって、それにならうというところであるかと思うのですが、国鉄、専売公社の投資規定と同じなのですか、あるいは相当違った点があるのですか、その点をひとつお答え願ひたいと思ひます。

○淺野政府委員 国鉄並びに専売公社との間の投資規定を比べてみますと、国鉄のほうを見てもみますと、同じような業務の運営、たてまえとして投資の項目がいろいろありますが、国鉄は事業の性質上としまして、国鉄は事業の運営を行なう事業とか、それから国鉄の運送事業と直通運輸を行なう運送事業、またはこれに準ずる日本国有鉄道業、こういったように事業に関連した規定は設けてはおりますが、この点につきましては、ただいま提案申し上げております内容は表現は違ひますが、あまり変わらなかつたと思ひますが、それ業務に直接関連する業務の運営に必要な事業について、これも表現は違ひますが大体大同小異である。いずれにしても、事業の相違から表現がかわつてまいっておりますが、内容自体につきましては、他の公社とあまり変わらなかつたものと考えております。

○岡田(修)委員 今回この公社法を改正して公社が投資をできるようにされるわけですが、さしあたり対象とされるのは日本船舶通信会社だけでございまして、あるいはそれ以外に何か予定されておられるのか。それからその日本船舶通信会社の内容をこの際ひとつ詳しくお述べ願ひたいと思ひます。

○淺野政府委員 現在考えております投資の対象としたしましては、ただいま御指摘のように、日本船舶通信株式会社が大体これに当てはまる、かように考えております。この内容につきましては……。

○千代説明員 日本船舶通信株式会社の内容を御説明申し上げます。この会社は昭和二十七年十二月、資本金五千万円で設立されました。ちょうど十年間ばかり船舶電話の委託をやつてきておるわけでありまして、現在に授權資本一億五千万円、払い込み資本金額は一億円であります。本社は東京にありまして、横浜、神戸等十一カ所に営業所を持ちまして、それぞれ船舶電話業務の船側の仕事を扱つておるわけでありまして、機器の設置、それから保守及び加入料金の事務、こういったものを公社から委託してあります。現在この会社が船舶業務をやつておる地域でございまして、東京、横浜、清水、伊勢湾、阪神から瀬戸内、洞海湾、門司、こういったところになっております。なお、そのほかに、船舶通信会社でなく、そこは営業所を持つておられない長崎、五島では船舶が限定されておりますので、その船会社自体が自分でやつておる、こういったところになっております。

○岡田(修)委員 公社が出資することによって、その後船舶通信会社の資本金はどのくらいになりますか。それからいつごろそれをおやりになるのか。それからこれによる事業拡充計画、こういったものを御説明願ひたい。

○千代説明員 ただいま確然とは申し上げられませんが、いまおぼろげながら予定しておりますのは、早くて年度末近くではなからうか。それから、内容はどの程度の増資程度ではないか、こういったふうに考えております。それから業務の拡充でございまして、現在港内及び海上船舶に対する業務が先ほど申し上げましたように、

○千代説明員 日本船舶通信株式会社の内容を御説明申し上げます。この会社は昭和二十七年十二月、資本金五千万円で設立されました。ちょうど十年間ばかり船舶電話の委託をやつてきておるわけでありまして、現在に授權資本一億五千万円、払い込み資本金額は一億円であります。本社は東京にありまして、横浜、神戸等十一カ所に営業所を持ちまして、それぞれ船舶電話業務の船側の仕事を扱つておるわけでありまして、機器の設置、それから保守及び加入料金の事務、こういったものを公社から委託してあります。現在この会社が船舶業務をやつておる地域でございまして、東京、横浜、清水、伊勢湾、阪神から瀬戸内、洞海湾、門司、こういったところになっております。なお、そのほかに、船舶通信会社でなく、そこは営業所を持つておられない長崎、五島では船舶が限定されておりますので、その船会社自体が自分でやつておる、こういったところになっております。

○岡田(修)委員 現在在営業のエリアというか、到達距離というものはどのくらいになっておりますか。

○千代説明員 地上の無線基地の場所、高さによつていろいろ違うようでございますけれども、大体のところは百五十キロ程度のところが多いでございます。

○岡田(修)委員 この業務のやり方ですね、これは船舶通信会社が電話機を船に貸与するわけですか、その点をひとつ……。

○千代説明員 船舶通信会社が公社の無線機を船につけて、それで終わった場合にまた積みおろす、それが大体大半でございまして、そのほかにございましては、船会社自体がそこで自営で同じものを取りつけられるようになっております。

○岡田(修)委員 船舶通信会社が電話機を貸与するのですが、これは公社の

電話機ですか、あるいは船舶通信会社
が持ちこたなる電話機ですか。

それからもう一つ、貸与して使用期
間が済んだ場合に、引き取るというま
す、すでに営業が港内の電話連絡だ
けに限られている。それでこれからの
計画は、今後日本近海において沿岸を
航行する船舶全体についてサービス確
立しようということがねらいじゃない
か。そうすると、いまのお話のよう
に、無線電話機を貸してまた引き取る
というのじゃないに、船会社これを
施設をする。そうすると、この船と陸
上局は公社の局だ。その間における船
舶通信会社というものがどういう役割
を果たすのか、この点ちょっとわから
ないのです。

○千代説明員 いま電話機の所有権は
会社でございますが、公社が借りてお
るので、公社が無線局も免許をちょう
だいしてある。それから現在やってお
りますサービスの内容でございますが、
が、動いておいても話せる、たとえば
大阪、神戸あるいは別府、その場合に
はずっと船が動きながら通話できま
す。したがって、まあいつた定期
の客船等は、将来の方向としては、自
分でお持ちになるということに相なら
うかと思ひますが、現在のところは、
何しろあとから付加する設備なもので
ございまして、つくりかたするときの金
額で申しますと、船舶から見れば非常
に微々たるものでございまして、あと
からつけるというので、まだそれだけ
のことをやっておられるところが少な
いというのが実情でございます。それ
で現在横浜で設置いたしました、それ
が門司へ行って上げる、こういったよ
うなぐあいになっております。した

がつて、その港に停泊しているときだ
けというものもございまして、これも、
横浜を出まして今度門司に寄つたら門
司の営業所でそれを取りはずす、こう
いうことになっております。

○岡田(修)委員 私がこれから質問す
る問題は、ここで深く取り上げようと
は思ひませんが、ただこういう問題が
海運業者の方からやましく言われて
いるのです。といひますのは、いま小
さい船が無線電話ですか、あれをやっ
ていますね。あれは普通の短波なん
で、中波なんですか。ところがこれ
が一年後か二年後に期限が切れるの
で、そうすると郵政省のほうでは期限
を切つてしまふ。そうして今度船舶通
信会社のはが非常に整備されて、全
部それに移行させる、こういうこと
になります。そうなりますと、資本の小
さい業者、負担力の小さい会社では、
新しい機械になりますと、相当機械が
高くなるので、私詳しくいふことはよ
くありませんが、自分たちとしては非
常に不利になる。幸いにいま無線の
協会のようなのをこしらえて、漁業
無線と一緒に無線電話なり無線
通信をやっております。ところが、こ
れによって打ち切られると非常に不便
になる、こういうことを盛んに訴えて
おられるのであります。これについて、
ここで郵政省の御意見等を伺うとお困
りになったり、またこちらも言わなけ
ればならぬ面があると思ひますが、そ
ういふ問題があるということ、そして
また、その辺十分な配慮を願ひたいと
いうふうに考えます。これは私はここ
でどうしてくだされいか、どうしなさ
いということは申しませんけれども、
今後の船舶通信会社の運営が、た

ま言いましたように、沿岸における船
舶通信の全体を支配するということ
になりますと、これが対象にされるのは
近海の船舶ばかりですから、この公社の
運営というものは沿岸の海運経営に非
常に大きな影響がある。したがって私
は、今後力を拡大される船舶通信会社
の今後の運営については、非常に重大
な関心を持たなければならぬ、かよう
に考えております。

そこで、現在船舶通信会社はどのく
らい配当されておりますか。
○千代説明員 今期は五分です。前期
も五分でした。
○岡田(修)委員 これは公社が株主に
なるわけですが、公社は普通の株主権
をお持ちでございますか。

○千代説明員 そのつもりでございま
す。
○岡田(修)委員 法文には「公社の公
衆電気通信業務の運営に特に密接に
連する業務を行なう」これは将来の投
資対象にされると思うのですが、どう
いう業種を考へておられるのですか。

○千代説明員 この中にいろいろと多
くの事業が含まれておるのでございま
すが、現在私どもの中で、こういった
ことでやる必要が将来出てくるのじゃ
なからうかと思はれるものは、電話番
号簿の専門の印刷会社、こういうもの
が対象になるのではないかと。それ以外
にもたくさんの特に密接に関連する関
係業務がございまして、その中で考え
られるのは大体そんなところだと思
ひます。

○岡田(修)委員 「公社の委託を受け
て公衆電気通信業務の一部を行なう」
これはただいま問題になっておる船舶
通信会社もその一つでしょうが、それ

以外にどういふものがございましてか。

○浅野政府委員 今回投資案を決定
いたしましたように提案いたしておりま
すが、委託投資の場合に対象になりま
す場合は、常に電気通信業務の一体化
をこわさないようにしてもらいたい。
これがやはり考え方の根本になってお
ります。したがって、現在ともそ
の考え自体においては変わらないわけ
であります。現在公衆電気通信法の七
条と八条によりまして委託をいたして
おりますものは、まず第一に七条によ
りまして郵政省に電話の交換その他相
当の範囲の公社業務を委託してござ
います。これは窓口業務はもちろんで
ございまして、それから国際電報には国内
の欧文電報業務並びに公社の業務に付
属する日本一琉球間の国際電報、国際
専用業務の一部、それから国鉄並びに
近鉄その他の私鉄に對しては、駅
や列車内から打つ電報とか、それから
列車内の乗客にあてて電報の業務、そ
れから東海道線及び近鉄では列車内の
公衆電話、こういったものを委託いたし
ております。それから、ただいまお話
のございました日本船舶通信会社に對
します船舶電話並びに岸壁電話の業
務の一部でございます。それから、銀
行に對しましては文金の収納、それか
ら委託公衆電話、これはあちらこちら
にございまして、委託公衆電話、これ
は電話の通話事務、電報の受付事務、
こういったものでございまして、それから
無線電報の取り扱いにつきましては、
公衆法の八条によりまして、船それか
ら電報配達を受託者、こういったこと
を現在委託いたしておるわけござい
ます。

○岡田(修)委員 時間はもう十二時

で、あとの予定があるようでございま
すので、もう一点簡単に聞きます。

この通信機器のメーカーでございま
すね。電報公社の業務遂行などに一番
関係の深い事業でございまして、この
通信機器のメーカーは、当社の業務運
営に特に密接に関連する業務というこ
とで、そういう事業に對して公社はひ
とつうんと金を出して支配してやら
う、こういう考えはありませんか。

○浅野政府委員 公社から運営を申し
上げるようにしたいと思ひますが、メ
ーカー、工事会社等の営業品目とか受注
額等におきましては、公衆電気通信法
の運営に非常に密接に關係するもの
は、ここにいう事業に入るかとも考え
られますが、現在のところは、投資の
対象とする必要は、いづれも事業運営
の状況から見ますと、一般にその投
資の必要はないものと考へております。

○岡田(修)委員 きょうはこれで終わ
ります。
○本名委員長 森本君。
○森本委員 質問はこの次にいたしま
すが、ひとつ要求をしておきたいと思
ひます。

国鉄の監査委員の氏名と人数と、そ
れからその監査委員の任務、給与、そ
れからNHKの経営委員の任務と給
与、それからその業務の内容、それか
らさらに、専売公社にこれに似たよう
なものがあれば、それと同じものを
出していただきたい。

それから、先ほどの岡田委員の質問
で大体わかりましたけれども、書類で
お願いしたいと思ひますのは、日本船
舶通信株式会社の年間の決算と損益計
算書と、それから役員員の履歴、業務

の内容、これをひとつ資料でお願いをしたい、こういうふうに考えるわけであります。

それから国鉄、専売の現在の投資条項によりますところの投資をいたし、おります先についてはどういふふうになつておるか。それから、国鉄、専売のその投資が国鉄、専売の年間予算のどの程度の割合になつておるか、これをひとつ資料でお出しを願いたい。

それから、今度日本電信電話公社のこの投資条項で投資することになりませんが、今回の給与決定におきまします、その裁定額がどの程度になるのか、その裁定額が公社予算の中におきましてどういふ比率を占めるのか、その裁定予算については、公社の予算の中らどういふうにあいこれをしようとするのか、その点について、これは投資予算との関係がありますので、資料でお出しを願いたい。

それから、有線放送電話についての資料として、同一市町村内に二つ以上ありますところの有線放送電話については、全国でどの程度あるのか。それから、同一市町村内に二つ以上ある場合に、三つあるところ、四つあるところというふうにあると思ひますが、そういうものについてはどの程度になつておるか。それから、その有線放送電話でぶら下がつておる電話が、最高一つの回線にぶら下がつておるのどの程度であつて、中間がどの程度であつて、最低がどの程度であるか、この点についてひとつお調べを願いたい。

のメーカーによるところの種類は、どういふ交換機の種類になつておるのか。以上が大体私の資料の要求でありますが、よろしゅうございませうか。

○浅野政府委員 ただいま御指摘の点につきましても、大体私どもの方におきまして準備できるものと考へますが、まことに申しわけない次第であります。が、私どもの方には地方の職員がほとんどおりません。本省にも非常に少のうございませうので、若干時間を要すると思ひますが、その点はお許し願ひたいと思ひます。

○森本委員 若干時間がかかれば、その資料が集まりましてからこの法案は審議することにしたしますので、ひとつその資料は十分にお出しを願ひたい、こう思ふわけでありませう。

それから、大臣に一分くらい緊急に質問をしておきたいと思ひますが、それは、おそらくこれは大臣の勘違いで、新聞記事の間違いであらうというふうに考へておられますが、昨晩の産経新聞に、電話交換手のいわゆる特別退職金については閣議で決定をされた、こう載つておるわけでありませう。その決定をされたという点については、いわけでありませうけれども、大臣の談話としてしまし、交換手の退職を勧奨するためにこの法案ができる、ただ二十万円にするか十万円にするかという点についてはまだ大蔵省との折衝がゆだねておる、こうなつておるわけでありませう。その金額についても、私は今論議をしません、退職を勧奨するためにこの法案を出すことにきまつた、これは非常に重要な問題であります。もしそれがほんとうであるとするならば、社会党はあつて、乱闘をやつ

ても、この法案をとめなければならぬ、こういうことになるわけでありませうが、どうもこの点について、私はきのうの夕刊を見まして非常にがく然としたわけでありませうが、その真相をひとつ大臣から聞いておきたい、こう思ふわけでありませう。

○小沢国務大臣 この問題につきましても、ただいま森本さんのおっしゃつた閣議で決定したということとはございせん。まだ決定していません。われわれといたしましては、電電公社で五カ年計画で拡充をやりませう。そうしますと、配転不可能な過員が生じてまいります。そういう場合に、退職を余儀なくされる場合で、そしてまた退職を希望する方方には、十分手厚くしてあげたいというふうな意味でございまして、強要するといふような意味ではございせん。新聞をさつき見ましたけれども、勧告といふふうに出ていてあつたと思ひますけれども、私はさういふことは使ひませんで、ただいま申し上げましたような、余儀なく退職させられる人が、配転不可能な人が出てきませうから、その人に対して、希望をするような方に対しましては、十分手厚いものをしようといふことで、強制する意図はございせん。

○森本委員 これは重要な問題でありますから、重ねて聞いておきますが、退職を余儀なくされる人といふことになりませうと、強制退職になるわけでありませう。私はもとよりこの法案について、私は絶対に反対を表明しておるわけでありませうけれども、いままでの与党なりあるいは政府の諸君、あるいは公社当局の幹部の諸君のそれぞれの言ひ分を聞いておきますと、これは別に強制退

職は絶対にやらないんだ、だからできる限り配置転換においてやるんだ。またまた、しかしその場合に、結婚するとかなんとかといふことでやめたいといふ人があつた場合には、その人を優遇するんだ、そういう意味の法律であつて、こう宣伝をせられておつたわけでありませう。しかし、いま大臣が言われたように、余儀なく退職をせられる人があつて、それに対してはこれだけ手厚いものを考えるといふことになりませうと、法案の性格といふものは全く変わった形になつてくるわけでありませう。そうなつてまいりますと、これはわれわれとしても相当慎重な態度をもつてはならないと腰を据えてからなければならぬ、こういうことになるわけでありませう、その辺の問題が非常に重要な問題になつてくるわけでありませう。だから私は、大臣がいま言われた答弁では、まだふに落ちない点があるわけでありませう、私が聞いておりますのは、この法案については絶対に反対でありますけれども、いままで政府当局なり公社幹部あるいは与党の諸君が、それぞれ口の端で言つておつたときには、別に強制退職は絶対にやらないんだ。それから、できる限り配置転換において解決をつけるんだ、しかし、その場合には、結婚をするとか、あるいは自己の理由によつてやめさしてもらいたいといふ人があつた場合には、これは特別の優遇をするのだ、そのために法律をつくるのだ、こういうことを聞いておつたわけでありませう。しかし、それがいま大臣が言つたような考え方であるとすれば、これはまるつきり百八十度変わった形になるので、その

の点はつきりと聞いておきたい、こういふわけでありませう。

○小沢国務大臣 私の申し上げましたのは、過員が生ずるわけではございませう、それはできるだけ配転あるいはいろいろやりませうけれども、それでもどうしてもできない場合がある。その場合に、退職を希望される方がございませう。そういう方々に対しては、手厚いことをしたい、そういうふうなことでございまして、強要するといふようなことはございせん。

○安宅委員 大臣、これは配転不可能の過員といふのが出ることは、第三次五カ年計画でわかつておるから、あなたは余儀なくされる諸君が出てくるということをはつきり言つておるのです。これはいま答弁した話の中では、配置転換でやりたければ、やるけれども、どうにも処置のつかない人がおるといふことを頭に描いておつて何か答えておるような気がするのです。が、その証拠には、あなたの発言の中に、こういうことがあるわけでありませう。配転でやるのだけれども、どうにも余儀ない人ではやめたいといふ人がおるならば、こういう話なんです。余儀ないといふことは、やめたいと言わなくたつてやめさせられるのじゃないですか。どうなんですか、そのところは。

○小沢国務大臣 先ほども森本さんに對してお答え申し上げましたように、強制するといふようなことはしないのでございませうから、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○本名委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会